受 74
28.4.11
付
小郡三井医師会

福県医発第８６号（地）
平成２８年　４月　８日

各　医　師　会　長　殿

公益社団法人福岡県医師会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

医療事故調査制度における病理解剖に関するご案内

時下　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年１０月１日に医療事故調査制度が開始されておりますが、本会では医療事故調査等支援団体として、医療事故の判断に関する相談、調査に関する支援等を実施しております。

今般、医療事故調査制度に関する病理解剖につきまして、県内の病理専門医の先生方によって「福岡県病理解剖協力委員会」が設置されましたのでお知らせいたします。

つきましては、当該医療機関の管理者が医療事故調査制度該当事案と判断し、自院で病理解剖の実施が不可能な場合は、本会より福岡県病理解剖協力委員会に依頼し、病理解剖実施施設を紹介していただきますので、医療事故調査制度における病理解剖が必要な際は、本会医療事故調査制度係にご連絡いただきますよう貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、病理解剖費用につきましては別紙「病理解剖調査支援に関する費用について」をご参照ください。

福岡県医師会地域医療課
医療事故調査制度係
TEL０９２-４３１-４５６４

小郡三井医師会より
医事調停担当理事　白石恒明
会長　廣瀬真恵

福岡県病理解剖協力委員会

病理解剖調査支援に関する費用について

医療事故調査制度における病理解剖では、通常の解剖に比較して細部にわたる病理学的解析と解剖報告書の作成が必要となります。

つきましては、通常の病理解剖費用に加えて以下の費用を請求させていただきます。

１．大学病院もしくは基幹病院での通常の病理解剖費用

２５万円

２．主執刀病理医（剖検および組織学的検討、病理解剖報告書作成を含む）

１５万円

３．副執刀病理医もしくはスーパーバイザー

３万円

４．解剖補助技師

２万円

計　４５万円（目安）